

軽種馬の生産過剰問題

山 根 勝 次

軽種馬需給の原型

軽種馬の生産は「競馬」の消費に影響され、その需要は「競馬」によって規制される。軽種馬は、供給が需要をつくり出していくというよりも、需要が供給を主導するといった性格を、その特徴として把握することができる。

軽種馬が需要主導型になる理由は、軽種馬のもつ社会的機能に基因している。軽種馬の機能は、「より早く走る」という条件が満足されることにある。「より早く走る」ことは、一定の場所で、一定の規制のもとに行なわれる競馬によって実現される。したがって「競馬」を観戦する人が最終の需要者であり、観覧者からの収益が最終的には生産を規制すると考えられる。

競馬場に入場する人数が増加すれば、売得金も増加し、賞金も増加することになり、「より早く走る」条件を満足させるべき軽種馬生産が、当然要請されてくる。

軽種馬の需要は、中央競馬と地方競馬とに大別すると、中央競馬ではサラ系がその中心で、アラ系は副次的需要である。中央競馬では長距離のレースに耐え、より早く走ることが要請されるわけであるから、その需要はサラ系に傾斜せざるをえない。地方競馬ではアラ系がその中心であるが、サラ系もかなりの需要がある。

中央競馬・地方競馬を通じて、その需要を決定する要因は「競馬番組」によって規制される。「番組」編成によって、軽種馬の需要は決定される。

また、厩舎の施設、すなわち馬房の収容能力によっても規制される。現状においては、施設の急増拡大は望めない。したがって現状程度の施設に収容しうるだけの馬のみが、需要量として算定される。それを具体的にみると、第1表のごとく、地方競馬・中央競馬の施設状況は、内厩舎が地方競馬で7,166頭、中央競馬で5,800頭、計10,966頭の収容能力である。外厩舎は地方競馬のみであるが、5,360頭の収容能力をもっている。外厩舎は、競馬の公正という観点から、望ましい施設ではない。地方競馬では施設拡充の場合、外厩舎の整備が緊急な課題である。

以上のように、軽種馬の需要は、「競馬番組」「競馬場の施設」の2つの面から、強い規制を受けている。そしてこの規制のもとに、需要が創出されていく。アラ系からサラ系へ、そしてサラ系のうちでも優良馬へと需要が集中する。量的需要から質的需要へと変化していくわけである。そのため、供給そのものも変化せざるをえない。すなわち量的生産から質的生产へと転化せざるをえない。かつては量的に競走馬が不足であったため、生産もその不足を補うべく対応してきた。その結

第1表 厩舎施設状況

(単位:頭)

	内 厩 舎			外 厩 舎			計		
	棟数	馬房数	入厩状況 頭数	棟数	馬房数	入厩状況 頭数	棟数	馬房数	
地方競馬	880	11,380	7,166 (93)	858	6,674	5,360	1,738	18,054	12,526 (93)
中央競馬	751	8,819	3,800	—	—	—	751	8,819	3,800
計	1,631	20,199	10,966 (93)	858	6,674	5,360	2,489	26,873	16,326 (93)

- 注) 1. 地方競馬については地方競馬全国協会資料による。時点は昭和46年11月末現在である。
 2. 地方競馬の()内は「ばんえい」である。
 3. 中央競馬については「中央競馬年鑑」(45年版)により作成する。時点は昭和45年12月末現在である。

果は、今日、生産過剰という現象を現わしてきているのである。

需要は良血馬を求めているのであるから、生産も質的に対応する必要性にせまられているといっている。

軽種馬の需給関係を観察する場合にとくに注意すべきことは、需要と供給とに2年間の時間的差があることである。すなわち軽種馬の需要は、3才馬を要求しているのであるが、この3才馬は2年前に生産された仔馬によって賄われることになる。現在、需要がどんなにあっても、すぐにその需要を満足させることはできない。すでに2年前に生産された産駒頭数しか、需要を満たしうる条件がない。

第2表 在籍馬頭数一覧表

(単位:頭)

年 次	中 央 競 馬			地 方 競 馬			計		
	登録 頭数	抹消 頭数	在籍馬 頭数	登録 頭数	抹消 頭数	在籍馬 頭数	登録 頭数	抹消 頭数	在籍馬 頭数
40	1,273	1,009	2,298	3,035	1,755	13,732	4,308	2,764	16,030
41	1,383	1,195	2,486	3,486	3,995	13,154	4,869	5,190	16,640
42	1,518	1,358	2,646	3,901	2,480	14,541	5,419	3,838	17,187
43	1,757	1,576	3,643	4,272	2,602	16,198	6,029	4,178	19,841
44	1,860	1,599	3,524	4,535	2,912	17,810	6,395	4,511	21,334
45	2,208	1,905	3,800	4,788	2,492	20,101	6,996	4,397	23,901
46	2,378	2,080	3,945	5,449	2,099	20,959	7,827	4,179	24,904
47	2,303	2,242	4,042	5,551	2,244	19,224	7,854	4,486	23,266
48	2,345	2,479	4,066	5,852	2,356	21,621	8,197	4,765	25,687
49	2,554	2,346	4,151	5,936	2,478	21,541	8,490	4,824	25,692
50	2,631	2,469	4,259	6,564	2,602	26,038	9,195	5,061	30,297

- (注) 1. 中央競馬は中央競馬年鑑による。
 2. 地方競馬は地方競馬統計資料による。

また、種付けをしてからも、11ヶ月という期間を必要とする産駒生産である。したがって、競走馬の需給関係を観察する場合は、少なくとも3ヶ年の長期的動向によらなければならない。

競走馬はつねにフレッシュで、かつダイナミックでなければならない。そのためには3才馬の登録が中心となる。中央競馬で毎年登録される競走馬のうち、98%までが3才馬登録である。しかし地方競馬では、約20%程度が3才馬登録である。ここに、中央競馬と地方競馬のフレッシュさの差を見出すことができる。

中央競馬が3才馬の新馬戦を番組編成として設けていることにも基因しているが、中央競馬がつねに新鮮な競走馬と更新し、若さを保持することによって競馬ファンを固定させているのに対し、地方競馬は新旧馬の混成によって、別な意味での競馬ファンをもっている。

需給関係からみると、中央競馬の需要は3才馬を中心としているが、地方競馬では年齢分布が広い。中央競馬・地方競馬の登録馬の性格は多少異なっているが、供給という観点からみれば、競走馬としての商品価値をもつ3才馬の需要がどうなっているかが問題なのである。3才馬の需要が形成されるのは、2年前の産駒を対象にしてなされる。したがって、昭和53年度の中央競馬・地方競馬の登録馬は、51年産駒である。これが供給頭数として需要頭数に対応することになる。

この観点から、3才馬登録頭数との対比で、生産頭数すなわち供給頭数をみてみよう。ここで注意すべきは、生産頭数すべてが供給頭数になるとは限らないことである。3才登録までの育成期間中に、事故、死亡などによって廃馬となることがある。この事故率は、経験的に生産頭数の5%であるといわれている。そこで第3表で示す需給関係一覧表では、供給頭数は生産頭数の5%減として修正してあるが、供給頭数に対応する需要頭数がみられる。これは3才馬登録頭数を示したものである。

需給関係を年次別にみると、アラ系、サラ系によって異なった需給関係を示している。アラ系は地方競馬に需要が集中し、その95%までが地方競馬の需要である。そして5%程度が、中央競馬の需要となっている。頭数的にみると、地方競馬では毎年2%程度の漸増を示しているが、中央競馬では毎年漸減の傾向を示し、最近では競馬番組の最低必要頭数を維持する程度の需要を示している。

サラ系は中央競馬に需要が集中し、その65%が中央競馬の需要である。頭数的にみると、中央競馬では毎年10%程度の漸増を示している。地方競馬も43年までは2%程度の漸増を示してきたが、44年度50%程度の増頭を示している。地方競馬においても、サラ系需要の傾向を示すものとして注意すべきであるが、競馬全体からみると、中央競馬はサラ系、地方競馬はアラ系を要望していると考えられる。

軽種馬生産における生産過剰問題が、競馬ブームとともに話題になるが、生産に長期間を要する

第3表 需給関係一覧表

(単位:頭)

年次 項 目		36 (39)	37 (40)	38 (41)	39 (42)	40 (43)	41 (44)	42 (45)	43 (46)	44 (47)	45 (48)	46 (49)	47 (50)	48 (51)	49 (52)	50 (53)
アラ系	生産頭数 A	1,465	1,542	1,873	2,472	2,731	2,989	3,125	3,229	3,561	3,943	4,009	3,501	3,715	3,534	3,427
	供給頭数 B	1,392	1,465	1,779	2,348	2,594	2,839	2,969	3,068	3,384	3,746	3,804	3,326	3,529	3,357	3,255
	需要頭数 C	1,416	1,468	1,724	2,308	2,726	2,869	2,958	3,043	3,098	3,152	3,089	3,237	3,349	2,919	2,830
	内訳 { 中央競馬	207	222	211	184	168	138	140	140	140	140	139	138	135	136	137
	地方競馬	1,207	1,246	1,513	2,124	2,558	2,731	2,181	2,900	2,958	3,012	2,950	3,099	3,214	2,774	2,693
	需給関係 B-C	-24	-3	+55	+40	-132	-30	+11	+25	+236	+594	+715	+89	+130	+447	+425
サラ系	生産頭数 D	1,492	1,767	2,013	2,165	2,260	2,617	3,021	3,746	4,389	5,065	5,595	6,173	7,297	8,113	8,470
	供給頭数 E	1,417	1,668	1,912	2,057	2,147	2,486	2,870	3,556	4,169	4,812	5,297	5,864	6,932	7,707	8,046
	需要頭数 F	1,393	1,594	1,853	2,020	2,278	2,432	2,917	3,542	3,895	4,284	4,094	4,755	4,893	5,580	6,361
	内訳 { 中央競馬	868	988	1,112	1,280	1,547	1,667	2,024	2,204	2,424	2,666	2,124	2,303	2,210	2,418	2,494
	地方競馬	525	606	741	740	731	765	893	1,338	1,471	1,618	1,970	2,452	2,683	3,162	3,871
	需給関係 E-F	+24	+94	+59	+37	-131	+54	-47	+14	+274	+528	+1,203	+1,109	+2,039	+2,127	+1,685
計	生産頭数 A+D	2,957	3,309	3,886	4,637	4,991	5,606	6,146	6,975	7,950	9,008	9,604	9,674	11,012	11,647	11,897
	供給頭数 B+E(X)	2,809	3,153	3,691	4,405	4,741	5,325	5,839	6,624	7,553	8,558	9,101	9,190	10,461	11,064	11,306
	需要頭数 C+F(Y)	2,809	3,062	3,577	4,328	5,004	5,301	5,875	6,585	6,993	7,436	7,183	7,992	8,197	8,490	9,195
	内訳 { 中央競馬	1,075	1,210	1,323	1,464	1,715	1,805	2,164	2,344	2,564	2,806	2,263	2,441	2,345	2,554	2,631
	地方競馬	1,732	1,852	2,254	2,864	3,289	3,496	3,711	4,241	4,429	4,630	4,920	5,551	5,852	5,936	6,564
	需給関係(X)-(Y)	0	+91	+114	+77	-263	+24	-36	+39	+562	+1,122	+1,918	+1,192	+2,264	+2,574	+2,110

- 注) 1. 「中央競馬年鑑」、「地方競馬統計資料」より作成。
 2. 供給頭数は生産頭数の5%減として計算する。
 3. 需要頭数は中央競馬地方競馬とも3才登録頭数である。

軽種馬の場合、その受けとめ方はまちまちである。現実には、牧場には売残りの3才馬がないではないか。この事実からしても、生産過剰ではないと反論する。その事実は認めるとしても、統計的には41年度・43年度を除いて、生産過剰現象を示している。とくに45年・46年の生産頭数（供給頭数）が、飛躍的に増大している事実を見逃すことはできない。地方競馬・中央競馬をとわず、馬房の施設、番組編成の限界などから、需要頭数の増大を期待することはできない。したがって、48年以降は、生産過剰で悩まされる可能性が、統計的に示されている。

生産過剰の認識とその時期

軽種馬生産の過剰問題は40年代より論議されてきているが、その実態は必ずしも明確ではない。筆者の見解は生産過剰の認識を軽種馬の量的側面と質的側面から観察し判断しなければならないという立場を常にとっている。従って結論的見解を示すと、量的側面からは生産過剰であるとみられるが、質的側面からは必ずしも生産過剰ではない。何故なれば、軽種馬生産の特質上、宿命的構造であるため当然の結果であるという見解である。軽種馬生産は常に良血馬を求めて無限に未知への期待をかけることが生産者の夢だといわれている。したがって質的向上を期待する以上は軽種馬生産には過剰生産はあり得ないという見解である。

量的側面からは過剰生産であるという認識は、最近における「売れゆき不振」による売れ残り馬の増加が多いことが指摘されている。また過剰であるという認識は40年代以降の高度経済成長による総体的な産業の好況による馬主の増加が、低質馬の生産を誘発する刺戟となったことが指摘されている。第4表でみるごとく馬主は40年を100とした場合、51年度では中央競馬では1.4倍、地方競馬では1.7倍の増加を示している。

一方、繁殖牝馬の増加傾向も41年以降経済の高度成長と競馬の盛況に支えられて急テンポで増加をきたした時期でもある。たまたま農場の一大転機となった稲作減反政策に関連し仔分け方式による1頭乃至2頭程度の飼養農家が増加した結果、生産過剰の要因を誘発し、過剰が顕在化してきたのである。

その他、価格の相対的低下は近年にみられる傾向であり、需給のアンバランスが良質馬価格の低下をもたらす要因となっていることも過剰の認識を強くしているとも考えられる。

過剰生産が現象として顕在化したのは48年以降特に目立つようになったと関係者は指摘しているが、筆者の見解では第3表の需給関係一覧表でも示した如く、量的過剰現象は44年以降あらわれ始めていることを指摘した。

これは競馬場における需要は増加しないにもかかわらず40年以降抹消馬でも繁殖牝馬として牧場に帰り、生産の一役を荷った。また、輸入繁殖牝馬の導入も多く過剰現象の要因となっている。

第4表 馬主の年次別変遷

年次	中 央	地 方	計
30	1,013(3)	14,816	15,829
31	1,076(3)	14,211	15,287
32	1,064(5)	9,766	10,830
33	1,176(8)	8,332	9,509
34	1,186(11)	7,527	8,713
35	1,225(14)	6,723	7,948
36	1,295(14)	6,301	7,596
37	1,366(23)	6,153	7,519
38	1,519(31)	7,174	8,693
39	1,605(38)	7,334	8,939
40	1,704(42)	6,783	8,487
41	1,829(48)	6,787	8,616
42	1,790(62)	7,130	8,920
43	1,847(79)	7,866	9,713
44	1,854(84)	8,369	10,223
45	1,885(95)	8,692	10,577
46	2,045(125)	11,279	13,324
47	2,135(148)	12,910	15,045
48	2,163(176)	14,350	16,513
49	2,174(205)	14,166	16,340
50	2,178(222)	12,381	14,559
51	2,238(233)	12,407	14,645

- (註) 1. 中央は日本中央競馬年鑑より作成
 2. 地方は地方競馬統計より作成
 3. 中央の()内は法人馬主である

現実に売れ残り馬が牧場に飼養されていることからくる問題提起である。しかし売れ残り馬の資質を分析検討してみると残念ながら競走馬として使用できないもののがかなり存在する。生産頭数が多いため資質の悪い馬や故障馬が結局売れ残り馬とし生産地に滞流しているのである。資質の悪い馬や故障馬が目立つようになってきたかは種々なる要因が挙げられるが、基本的な問題は生産地における生産基盤の狭小から、経営面積に合致しない繁殖牝馬の飼養が重要な育成技術に手落ちが発生してくることを要因であると指摘したい。とくに、馬格は良いが体質的にひ弱さを露呈している馬が全体として多くなりつつあることが指摘できる。育成技術の充実強化を図ることが望まれる所以でもある。

具体的に故障馬の実態をみてみよう。昭和51年度の中央競馬月別平均在籍頭数は4,329頭であり、そのうち同年中の事故発生馬は2,338頭であり在籍頭数の54%を占めている。事故馬の約90%が脚部の故障であり、そのうちの90%が前肢の故障である。このほか主要な故障は腱炎、裂蹄、肩や寛跋行などがある。この驚くほどの事故発生の原因は種々あるが、そのひとつとして挙

また45年以降の米転を契機として軽種馬生産に転化したことも指摘される。

そのほか40年以降の高度経済成長が新規馬主等の買手市場を誘発し、また売手市場の生産者側の意欲に拍車をかけたほか、競馬施行面の変更(トロッター競走の廃止)が生産界でのアラ系からサラ系への移行することとなり、生産過剰への導火線となったのである。これに加えて、企業の牧場経営を意図した投資家、或は土地投資という意図のもとに牧場設置をした投資家などによる生産増加は過剰要因のひとつとして考えられる。

以上の如く、40年代以降、軽種馬生産の環境は客観的な条件変化によって過剰生産の傾向が認識されてくるのであるが、過剰が顕在化し問題となつてその対策が生産者の間で論議されてきたのは48年以降であり、具体的な生産調整を実施したのは52年度の繁殖牝馬1,000頭の廃用である。

生産過剰の認識は量的側面からの判断であり、

げられているものが2才までの育成技術の手落ちであると指摘している。事故馬が多いことは結果的に事故馬を補充せざるを得ない関係から多くの予備馬を常に保有し待期する必要がある。従って多少の生産過剰は当然であるとする見解もある。

生産過剰の原因

軽種馬生産の過剰の原因は大別して3つあると考えられる。第1の原因は「仔分け制度による生産方式」であり、第2は流通における市場取引方法の非近代化にあり、第3はその他の要因である。

第1の原因である仔分け方式について検討してみよう。

我が国のひとつの特徴である競走馬の馬主とその生産者とは完全に分業体制をとっている形態、すなわち、オーナー・ブリーダー方式でない形態で、競走馬生産の大半がおこなわれており、競馬が施行されていることである。さらに、我が国の軽種馬生産の特徴は繁殖牝馬の所有者と現実の生産者とは分離していることである。生産者自らが繁殖牝馬を所有して軽種馬生産を行なうということではなく繁殖牝馬の所有者は他におり、実際の生産者は、そこから繁殖牝馬を借り受けて軽種馬生産を行なう。そして、実際の生産者は、生産し、販売した産駒代金のなかから何割かの配分を受取る。このような方式になっている生産方式が仔分け方式といわれるものである。しかし軽種馬生産のすべてが、このような仔分け方式によってなされているものではない。軽種馬生産頭数の約70%を占める日高地方についてみると軽種馬飼養農家のうち約90%までが、それぞれ何頭かの仔分けによる繁殖牝馬を飼養している。また、これら軽種馬飼養農家の飼養する繁殖牝馬頭数についてみた場合には、そのうち約50%までが仔分けによる繁殖牝馬である。以上のような数値からみれば、軽種馬生産においては重要な生産方式であると考えられる。

さて、仔分け方式が生産過剰をもたらす要因であることを生産者側から検討してみよう。仔分け方式導入の理由は、

- (1) 自分に資金がないので
- (2) 馬主にたのまれたので
- (3) 良質の馬が手に入れやすいから
- (4) 自分より馬主の方がよい販売先をもっているから
- (5) 繁殖牝馬を自分で所有するとリスクが大きいので

などとなっている。

一般的に軽種馬飼養を開始する場合には、資金力が充分にあり、かつ労働力の調達が可能であり、良質な繁殖牝馬の導入が可能であり、産駒の販売が有利にできるという諸条件が満たされて、初めて開始し、成立しうるものとされている。このような諸条件を仔分け方式はかなりの程度満足させ

ているものと考えられる。したがって仔分け方式導入の容易になされる結果となり生産過剰という事態が生ずるに至ったのである。

また、軽種馬生産の急速な拡大は、食糧生産から軽種馬生産に転換した、あるいは転換しつつある小規模生産者数の急速な増加と、これら小規模生産者の規模拡大によってもたらされているところが多い。これら小規模生産者の軽種馬飼養の開始と規模拡大を可能ならしめているものが、とりもなおさず、仔分け方式であるということができる。つまり仔分け方式こそ、小規模生産者にとっては容易に導入し得たのである。

容易に導入しうる仔分け方式は生産者にとっても有利な方法であるばかりでなく、繁殖牝馬の所有者すなわち馬主にとっても有利な方法なのである。この仔分け方式の馬主と生産者との間の一般的な取決め条件は、種付料のみを馬主が負担し、日常の飼養管理費は生産者が負担する。そして、産駒の販売代金は両方で折半ということになっている。つまり、馬主は、毎年の種付料のみを負担するだけで、かなりの販売収益を得ることができることとなる。

何れにしても、仔分け方式は、馬主、生産者の双方が、軽種馬飼養経営に必要な諸機能を分担し合う方式である。そして、このことが、生産者側に対しては、軽種馬飼養頭数を容易に拡大せしめ、馬主に対しては、繁殖牝馬を容易に生産者へ導入、貸付をすることとなる。

以上のように仔分け方式が生産者、馬主の利害が一致することからより一層の生産過剰をまねく温床となったものと考えられる。

第2の生産過剰の原因は流通における市場取引の非近代化である。一般的に、市場における供給量と需要量を調整してゆくものは基本的には価格である。すなわち、供給量が不足した場合は、価格は上昇し、より一層の供給量を引き出すように作用する。逆に供給量が過剰な場合には、価格は下落し、供給量をセーブするように作用する。ところが、軽種馬の取引市場においては、そこで実現された生産馬価格の動向が、このような作用機能を果しておらない。

軽種馬の取引市場には、公開された「セリ取引市場」と非公開の「相対、庭先取引」の2つの形態があるが、その中心的な取引は「相対、庭先取引」である。販売される生産馬頭数のうち約90%程度が、この相対、庭先取引となっている。セリ取引市場で販売されるものは約10%程度にしかすぎない。この10%程度の生産馬も相対、庭先取引によって販売できなかった、どちらかといえば一般的に、質の劣るものであるといわれている。軽種馬の販売取引の主流が相対、庭先取引によってなされる結果、そこで実現された生産馬の価格水準も、それらが、全体的な傾向として、明示されるものとはならない。つまり相対、庭先取引で実現された価格は、その生産馬の購入者、販売者の双方が、互いに、外部に対して秘密にしている。したがって、そこでは、全体的な傾向としての相場が形成されにくいし、形成されたとしても、それは必ずしも実態を十分に反映したものと

はなりにくいということである。このような取引実態での生産馬の価格動向は、それによって馬の生産量を調節するというような機能をもつものとはなり得ないのである。

軽種馬の流通で相対、庭先取引がとられている理由のひとつとして税金問題がある。生産者は実現された生産馬の販売価格を、互いに秘密にし、税務申告に当たっても、一層低い価格を申告するという方法をとっている。そのことは価格の指標を自ら棄てることになる。

軽種馬生産者は、自己の生産馬を販売する場合にも、比較すべき価格水準がないまま、自己のそれまでの生産馬の販売価格状況だけを基準としている。あるいは、実現された販売価格がいかに低いものであったとしても、それは生産馬の質が劣っていたのであり、したがってその価格が正当で妥当なものであると信じてしまう場合が多い。さらに、生産馬価格が下落傾向にある場合でも、それが理解できず、資質のよい良血馬を生産すれば高価格で売却できるものと確信し、一層の生産拡大を行なうこととなり、生産過剰へと導くのである。

第3のその他の要因は軽種馬生産をとりまく客観的条件の変化に伴い生産過剰の要因をひきおこした事柄を総括したものである。まず、競馬場での需要がないのにもかかわらず繁殖牝馬の生産地に還元する傾向が多くなっている。これに加えて、農業の基本をなしていた稲作の転換により、安定作目に不安を感じた農家が軽種馬生産へと移行した。なお、主産地での酪農経営の不振、乳価の停滞によって酪農家が軽種馬生産に移行したことも生産過剰への導火線となった。特に北海道日高地区に内地資本による大牧場建設が生産過剰に与えた影響は大である。

生産過剰への対応

生産過剰は量的側面からみて事実として顕在化し、具体的な対応を生産者は勿論、生産者団体、行政機関も種々考慮しているが、実施という段階になると困難な問題が多い。競走馬生産の特質から自由経済の現状においては生産制限は「云うは易く実施は不可能」という見解もあるが、軽種馬生産界においては生産過剰の現状打開を検討し、苦慮している。生産過剰への対応をみると第1に「繁殖牝馬の頭数をへらす」ことを中心的な柱とし52年度日高地区では約1,000頭の繁殖牝馬を廃用とし、生産制限の一步を踏み出している。現在飼養している繁殖牝馬を整理したことは、これから導入する繁殖牝馬は基準以上の資質を有するものでなければならないということは当然である。産地還元繁殖牝馬の選定基準を軽種馬関係者（生産者、馬主、調教師、競馬施行者、生産者団体である日本軽種馬協会、軽種馬農協）が設定し、その機関によって選定することもひとつの案である。選定基準は「血統＋馬格＋競走成績」などを勘案して決定すべきであろう。

第2に軽種馬生産を農政上明確に位置づけることが必要である。国、地方行政機関などが競走馬として必要な一定頭数を試算し、その枠を地域別に割当を行ない、その実施に伴う監視体制を確立

することもひとつの案である。このため、生産農家には経営規模に見合った生産営農指導を行ない、必要な経営融資も制度化し、良質馬導入による資質の向上を期し、軽種馬経営の安定性を期するよう指導体制を整備する必要がある。

第3に流通機構の整備である。馬の取引は庭先・セリ取引であるが、庭先取引には何かと疑点が生ずる。そこで生産馬すべてをセリ取引により、価格の公開を行なう必要がある。それには流通機構の整備充実強化が望まれる。販売取引市場の近代化すなわち、庭先・相対取引の廃止であり、公開されるセリ市場取引をより充実強化することである。すべての生産馬をセリ市場取引にあらためてゆくためには、まずそのセリ市場施設の設置であり、かつセリ市場の開催をより頻繁に行なうことが必要となる。またセリ市場での価格形成には生産馬の資質に応じ慎重になされるよう種々なる配慮が必要となることはいうまでもない。

第4に「仔分け制度」の取り決め条件をどのように改訂するかである。現状の取り決め条件は馬主にも飼養者にも相互にメリットがあるため安易な方法で仔分け制度が激増した結果が生産過剰となってあらわれてきたことは事実が証明している。そこで生産過剰という観点からの対応は仔分け制度の取り決め条件を馬主あるいは生産者のどちらか一方に、一層有利になるよう改めて仔分け制度による軽種馬飼養経営の安定化機能を取崩して、繁殖牝馬が生産に導入できなくなるような条件を設定することである。例えば、軽種馬飼養のための馬主の負担をより重くすることである。種付料・飼養管理費の一部負担などを課することによって馬主の収益は激減するため安易に繁殖牝馬を馬主は生産者に貸付けることができなくなり、馬主は良質な繁殖牝馬のみを選択し貸付けざるを得なくなる。結果的には量的生産過剰が解消することとなる。

第5に生産過剰対応は全く何もしないことで、このまま放置しておくことがその対応であるとする考え方である。軽種馬の毎年の需要頭数は、レース数が増加し、そして競走馬(Race Horses)としての利用年数が短縮され、さらに競馬場の厩舎が増設されない限り、現在以上に増加しないという前提があり、また、競走馬(Race Horses)としての適正利用年令は3才から5才に限られており、軽種馬は競走馬以外に利用されない。軽種馬は年令的な供給調節はできないばかりか利用変更もできないという特徴をもっている。したがって生産頭数が需要頭数より少しでも多くなれば、すぐに生産過剰問題が生じてくることとなる。逆の場合は生産馬不足すなわち供給不足となる。しかし、供給不足という現象は現状の軽種馬生産構造よりみて考えられない。したがって常に生産過剰という現象は競馬番組その他の条件が一定とするならば永久にあらわれるものである。自然に放置しておけば自然調節作用が働き適当な頭数が生産されることになるという考え方である。すなわち、生産過剰→不況→好況→生産過剰→不況を繰返してゆくことになる。その対応は生産者の自覚と努力によってなされるべきものである。この考え方の根底にあるものは、軽種馬生産の

世界に過剰という言葉はない筈であるとする基本理念にささえられているものである。量から質に常に転化することが軽種馬生産の基本理念であるから、現状において多少の売れ残り馬があるとしても、それは問題ではない。その売れ残り馬をみると競走馬 (Race Horses) としては失格の故障馬が多いので生産過剰とは考えられないとしている。したがって生産過剰という認識はないからその対応は全く考えず現状の生産体系に放置しておくことが対応であるとしている。

軽種馬生産の底辺が広ければ広いほど優秀な産駒が生産される確率が高くなる可能性があるから多少の生産過剰はむしろ好ましいことであるから、その対応など考えることなく、より優秀な産駒生産へ努力すべきであるとしている。このような対応をする生産者は主として大規模牧場の関係者に多い。

要 約

(1) 軽種馬生産過剰問題は、生産者にとっては経営構造に直接影響を及ぼすことから、その関心は高い。軽種馬生産は直接、レース番組の編成、厩舎の設備などから規制を受け、これらの点が固定的ないし微増的傾向をもつとしても生産は、これらに比例することなく、増大の傾向を示している。需要は一定であるのにもかかわらず、供給はつねに多い。経済学では需要・供給の法則によって価格が決定することを教えている。軽種馬生産においても当然ながら、この理論が当てはまることはいままでもない。生産過剰による産駒価格の下落は、軽種馬生産の死活の問題である。とくに軽種馬生産の9割を占める小零細牧場の危機とも考えられる。

(2) 生産過剰の認識は大きく2つの立場から論議されている。すなわち量的側面からは生産過剰であるという見解を示すのが一般的通念である。しかし質的側面からは生産過剰という認識をとらない。軽種馬生産の特質上、宿命的構造であるため当然の結果として多少の生産過剰はありうるとする見解である。

現実問題として量的側面から生産過剰という認識に立脚し対応が考慮されている。

(3) 生産過剰原因は3つに大別することができる。第1の原因は仔分け方式による生産方式である。仔分け方式は馬主、生産者の双方が軽種馬飼養経営に必要な諸機能を分担し合う方式で利害が一致することから生産過剰の温床となっているのである。第2の原因は流通における市場取引方法の非近代化である。軽種馬取引の中心は相対、庭先取引であり、その価格形成の実態は不明であるため、生産量を調整する機能を果さない。第3の原因は軽種馬生産をとりまく客観的条件の変化に伴い生産過剰へと導いた事柄である。すなわち、繁殖牝馬の生産地への還元する傾向が増大すると共に、稲作の転換により軽種馬生産への移行、主産地での酪農経営の不振、乳価の停滞による軽種馬生産への移行、また内地資本による大牧場建設による規模拡大などが生産過剰の導火線となった

のである。

(4) 生産過剰問題の対応は、生産者、生産者団体、行政機関も種々検討し苦慮しているのが実態である。具体的な対応として52年度に日高地区で約1,000頭の繁殖牝馬の廃用として生産制限の第一歩を踏み出している。この事実を踏まえて今後生産地への繁殖牝馬の導入は一定の基準以上の資質を有するものに限定すべきである。選定基準は軽種馬関係者の合意によって設定し、対応すべきである。第2の対応は軽種馬生産を農政上明確に位置づけ、零細生産者の経営安定を期すべく、生産指導や、経営融資制度を確立する必要がある。第3には流通機構の整備である。相対取引を廃止し、すべての取引をセリ市場で行ない、価格の公正化を期すべくセリ市場の充実強化がはかられるべきである。第4には仔分け制度の取り決め条件の改訂を行ない、仔分け制度の廃止を目標にその対応を考慮してゆくことも重要なことである。第5には軽種馬生産は量から質に常に転化することが基本理念であるから、多少の生産過剰は当然であるという見解で生産過剰対応の必要なしとする立場をとる関係者もある。